



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-74

(2022. 9. 1)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」において求められる信用金庫の気候変動対応

わらしな 和寿
藁品

ポイント

- 金融庁公表の「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（以下、「気候変動対応DP」という。）は、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」をベースに、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」および「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」を踏まえつつ、金融機関の気候変動への対応についての検査・監督の考え方・進め方を示したものである。
- 気候変動対応DPの大きな方向性としては、金融機関に対して、顧客企業の気候変動対策を支援することで金融機関自身の持続可能な経営に結び付けることが求められている。また、気候変動対応DPで示された金融庁のスタンスは、各金融機関の個性・特性に配慮しながら自主性に委ねているものといえる。
- 信用金庫には、気候変動対応DPで言う「面的企業支援及び関係者間の連携強化」、すなわち、同一または関連する産業・サプライチェーンに属する企業群や同一地域の企業群に対する支援にあたって、地方自治体や商工会議所、大学といった地域の関係者や、知見を有する外部企業等と連携していくことが求められよう。

1. 「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」の位置付け

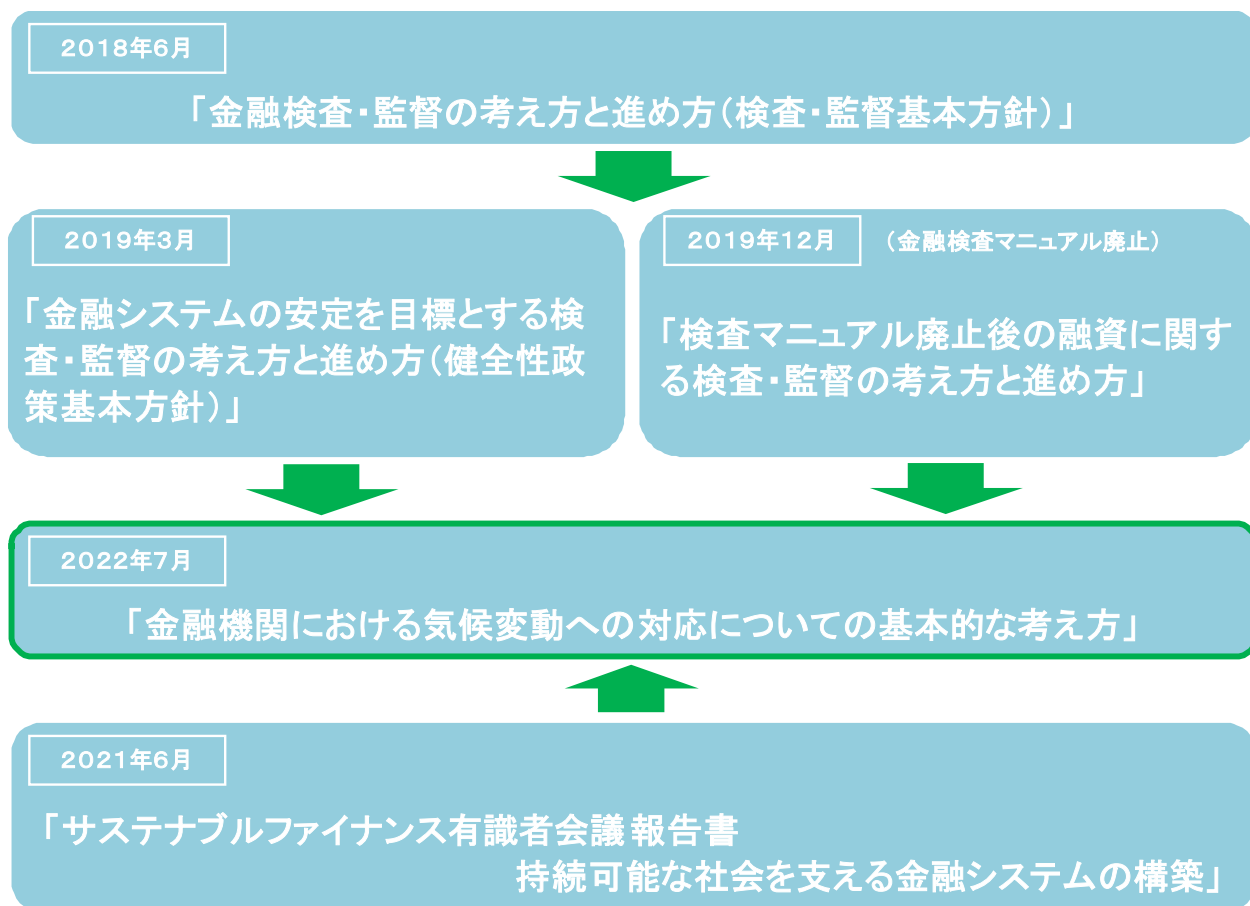
金融庁は、2018年6月、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下、「検査・監督基本方針」という。）を公表し、金融検査マニュアルの運用上の問題点を指摘するとともに、2019年4月1日以降を目途に金融検査マニュアルを廃止することを示した。2019年9月に、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方（案）」が公表され、検査マニュアル廃止後の対応が示された。この意見募集の結果を受けて、2019年12月、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、「融資に関する検査・監督DP」という。）がディスカッション・ペーパーの形で策定され、金融検査マニュアルは廃止された。

金融検査マニュアルの廃止後、金融庁は、検査・監督基本方針を踏まえ、個々のテーマ・分野ごとに、それぞれの具体的な考え方と進め方について、議論のための材料であることを明示した文書を、ディスカッション・ペーパーの形で公表している。

2022年4月25日、金融庁は、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」（以下、「気候変動対応DP」という。）を公表し、同年5月26日まで意見募集を行った。この結果を受けて、同年7月12日に、気候変動対応DPがディスカッション・ペーパーの形で公表されている。

気候変動対応DPは、検査・監督基本方針をベースに、融資に関する検査・監督DPおよび「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」を踏まえつ

(図表1) 気候変動対応DPの位置付け



(備考)「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

つ、金融機関の気候変動への対応についての検査・監督の考え方・進め方を示したものである(図表1)。また、2021年6月に公表された「サステナブルファイナンス有識者会議 報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」の22頁で言う「監督上の目線を盛り込んだガイダンス」に該当するものである。

2. 気候変動対応DPの概要

気候変動対応DPの大きな方向性としては、金融機関に対して、取引先の気候変動対策を支援することで金融機関自身の持続可能な経営に結び付けることが求められている。すなわち、金融機関に対して、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言¹で求められる対応だけではなく、顧客企業へのコンサルティング支援やステークホルダーに対しての情報提供を行うことが望ましいとしている。また、具体的な顧客企業に対する支援としてはコンサルティング支援に加え、気候変動対策のための資金提供や地域での関係者間の連携強化等を挙げている。

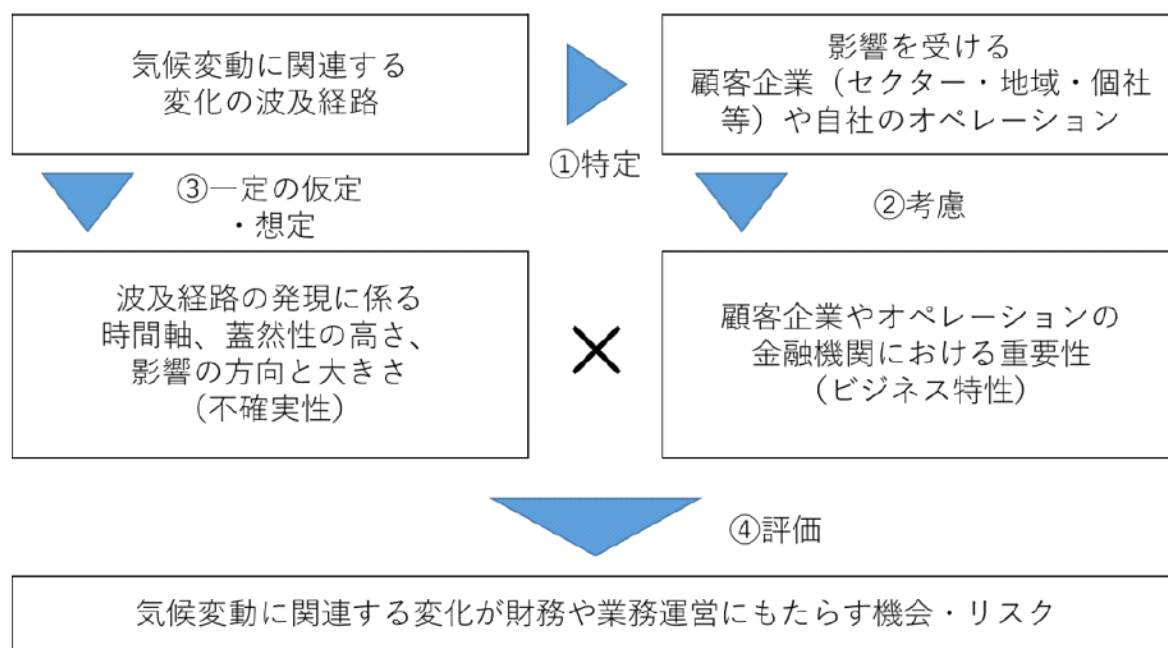
気候変動対応DPでは、まずⅡにおいて、気候変動を巡る議論や背景を概括している。このうち、金融機関への影響では、サステナブルファイナンス(持続可能な社会を実現するための金融)が浸

¹ 各企業がそれぞれ、気候変動関連の「リスク」と「機会」を整理した上で、その自社への財務影響を評価するとともに、それを管理・開示していくためのガバナンスや管理のあり方等を開示するよう、提言している。

透する中で、トランジションファイナンス²の重要性に触れている。また、「…金融機関が顧客企業の気候変動対応の支援を通じて、顧客企業の機会の獲得を後押しすることや、顧客企業の気候関連リスク（移行リスク及び物理的リスク）を低減させることは、金融機関自身にとっても機会の獲得と気候関連リスクの低減につながり得る。」と明記し、金融機関による顧客企業への気候変動対応の支援は、金融機関自身の持続可能な経営の確保につながることができるとしている。

Ⅲでは、金融機関における気候変動への対応に係る金融庁の考え方および金融庁と金融機関との対話の着眼点が示されている。まずは、「…金融機関は、気候変動対応を経営上の課題として認識した上で、中長期的な視点から、全社的に取り組むための戦略を策定し、これに合わせた適切な態勢を構築することが重要である。」という観点から、戦略の策定やガバナンスといった態勢整備における着眼点が示されている。気候変動に関連する機会およびリスクの認識と評価については、十分な情報収集・分析³を行った上で、評価手順として図表2が例示され、その評価については継続的に見直していくことが求められている。評価の手法としては、具体的な手法や分析の実施に必要なデータ等に関して未整備な部分が多いとしつつも、シナリオ分析⁴が有効であるとしている。シナリオ分析を活用し、金融機関自身の気候変動への対応に係る戦略をさらに発展させ、それをステー

(図表2) 気候変動に関連する機会・リスクについての評価手順の例



(出所)「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」p. 20

² 一言でいうと、「脱炭素化を実現する移行(トランジション)に資する取組みへの資金供給」と解釈できる。詳細は、産業企業情報 No.2022-3(2022年5月11日発行)の2(2)を参照。

³ 情報収集にあたっての気候変動に関連する様々な変化について、イ. 物理的な変化(海面上昇、感染症の増加、自然災害の激甚化等)、ロ. 技術の変化(温室効果ガス低排出エネルギー源に係る新技術、資源効率の向上、上記イに対応・適応するための技術革新等)、ハ. 政策・規制の変化(気候変動に関連する新たな国際基準や規制、租税公課を含む政策の導入・変更等)、ニ. 市場の変化(上記ロ、ハに加えて、消費者・取引先・投資家の選好の変化等による新規市場の拡大や既存市場の縮小等)、ホ. 製品・サービスの変化(上記ロからニまでを踏まえた温室効果ガス低排出商品の開発等)、ヘ. 金融機関に対するステークホルダーからの期待水準の変化、が例示されている。

⁴ 将来の気温上昇や各国政府の政策対応等に関し、いくつかのシナリオを想定した上で、影響の波及経路についてある程度合理的と考えられる仮定を置きつつ、金融機関の収益・財務等に与える影響のタイミングや程度について、定量的な評価・シミュレーションを行うもの。

クホルダーに対して発信・伝達していくことが期待されている。この認識・評価した気候変動に関連する機会およびリスクへの対応として、顧客企業の気候変動対応の支援とともに、気候変動リスクを短期と中長期に分けた視点からリスク対応することを求めている。前者については、銀行が企業に対して有する優先的地位に留意しつつ、「顧客企業の気候変動対応支援に関する全社的な方針を策定し、従前より取り組んでいる本業支援の一環として、自身の持続可能な経営の確保という観点から、産官学金の連携も通じたコンサルティング機能の発揮や成長資金等の提供といった取組を通じて、顧客企業の気候変動対応を支援することが重要である。」ということが明記されている。これらに対応した上で、ステークホルダーにとって有益かつ正確な情報を提供していくことが求められている。

続くIVでは、金融機関の今後の取組みの参考として、顧客企業の気候変動対応の支援の進め方や具体的な事例が紹介されている。最後のVでは、金融庁における今後の進め方が示されている。

なお、気候変動対応DPの構成は、**図表3**のとおりである。

気候変動対応DPと同時に公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下、「コメント概要」という。）によると、気候変動対応DPで示した内容は、「各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融资判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。」ということが明記されている。また、「金融庁が金融機関と対話していくにあたっては、IIIの着眼点に係る個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりするのではなく、まずは、それぞれの金融機関の規模・特性も踏まえつつ、足もとでの気候変動対応への取組状況について、対話の中で丁寧に把握して参ります。」という回答も示されている。このように、気候変動対応DPで示された金融庁のスタンスは、各金融機関の個性・特性に配慮しながら自主性に委ねているものといえよう。

なお、コメント概要にあるとおり、気候変動対応DPは、「現時点での金融庁としての考え方・進め方を整理したもの」であり、今後、必要に応じて改訂していく方針が示されている。

3. 信用金庫に求められる気候変動への対応

(図表3) 気候変動対応DPの目次

| | |
|-----|--|
| I | はじめに |
| II | 気候変動を巡る議論・背景 |
| III | 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 1 気候変動対応に係る戦略の策定・ガバナンス等 2 気候変動に関連する機会及びリスクの認識と評価 3 気候変動に関連する機会及びリスクへの対応 4 ステークホルダーとのコミュニケーション |
| IV | 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 1 顧客企業への影響の把握 2 顧客企業への適切な支援策の検討 3 保険会社に関する取組 |
| V | 今後の進め方 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 1 金融機関の規模・特性に即した実態把握と課題の特定 2 金融機関の顧客企業支援の取組に対するサポート 3 シナリオ分析に係るエクササイズ 4 国際的な議論への貢献 5 政府全体の取組との連携 |

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

コメント概要にあるとおり、気候変動対応DPは、金融機関の規模・特性、とりわけ協同組織金融機関に配慮した内容となっている。また、金融庁および財務局等と信用金庫との対話において、気候変動対応DPは、「…協同組織金融機関については、顧客企業の気候変動対応への支援等の取組みを進めるにあたって本文書を参考にして頂きたいと考えています。」という回答にあるとおり、あくまで参考資料としての位置付けである。

「脱炭素」を含む気候変動対策は、広範かつ専門性が高い分野である。コメント概要では、「…引き続き、金融機関に対し、国際的な動向も含めた様々な情報提供や、企業支援等についてのノウハウ共有等を行い、企業の課題の解決に向けた金融機関の顧客企業支援の取組をサポートして参ります。また、…関係省庁とも連携し、中小企業や地域金融機関への支援に関する議論を深め、また新しく決定したもの等については周知も図って参ります。」ということが明記されている。信用金庫には、こうしたサポートを受けながら、気候変動対応DPで言う「面的企業支援及び関係者間の連携強化」、すなわち、同一または関連する産業・サプライチェーンに属する企業群や同一地域の企業群に対する支援にあたって、地方自治体や商工会議所、大学といった地域の関係者や、知見を有する外部企業等と連携していくことが求められよう。

以 上

<参考文献>

- ・ 金融庁(2022年7月)「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」
- ・ 金融庁(2021年6月18日)「サステナブルファイナンス有識者会議 報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」